

Impact!

燕三条!

燕三条ものづくりメッセ
Tsubamesanjo
Manufacturing Messe 2020

出展募集

申込はこちら ▶ <http://tsm.tsjiba.or.jp/entry>

申込締切

5月29日(金)



ビジネスにつながるインパクトを!

2020.10.22(木) 10:00-17:00 | 10.23(金) 10:00-16:00

燕三条地場産業振興センター

主催:公益財団法人燕三条地場産業振興センター 共催:燕市、三条市、燕商工会議所、三条商工会議所

<http://tsm.tsjiba.or.jp/>

燕三条ものづくりメッセ 2020【開催概要】

会期:2020年10月22日(木)・23日(金)10:00~17:00(最終日は16:00まで)
会場:燕三条地場産業振興センター(三条市須項1-17)
主催:公益財団法人燕三条地場産業振興センター
募集規模:260社程度
(燕三条地域企業130社程度、国内外のものづくり企業120社程度、県内外の大学、業界団体など10団体程度)
来場者数:13,000名目標
併催事業:特別講演会、各種セミナー、交流懇親会など

出展申込はこちらから【申込締切:5月29日(金)】

<http://tsm.tsjiba.or.jp/entry>

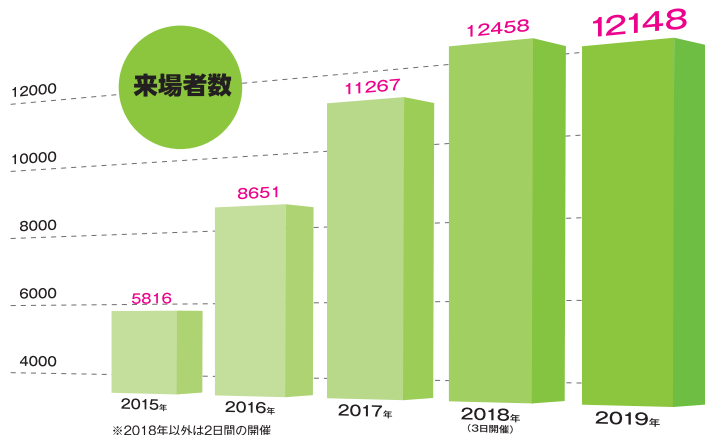


※ネット申込のみとなります。電話、FAX、郵送での申込不可

ますます広がる ビジネスチャンス!

燕三条地域は職人が蓄積してきた作業工具・刃物やステンレスを中心とした金属材料の加工技術、生産技術、企業間の連携などが融合して安定した品質の部品や製品を国内外に供給している地域です。このような、ものづくりの集積地「燕三条」で開催される「燕三条ものづくりメッセ」は今回で第7回目の開催となります。本展示会は燕三条の特徴的な製品や各種加工機器などが一堂に会する展示会です。

展示会には多くの来場者呼び込み、多数のビジネスマッチングの創出を目指します。ぜひ多くの皆様からご出展いただき、ビジネスチャンスを掴んでください。



エリアイメージ

それぞれの会場にテーマを持たせて設営します。展示会場がしっかり目立ち来場に繋がるようにします。 ※()内、昨年度小間数

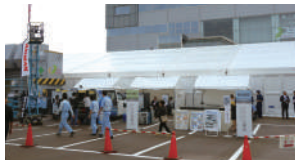
01:大型展示・企画展示(3)

02:特設テントエリア(139)

03:チェンバースホール(11)

04:多目的大ホール(140)

05:特別エリア(29)



出展料

対象 三条市・燕市に、本社または製造拠点がある企業
三条商工会議所または燕商工会議所 会員企業

エリア 01:特設テントエリア
03:大型展示・企画展示

出展料 ¥31,000 (税込) / 小間

対象 三条市・燕市に、本社または製造拠点がある企業
三条商工会議所または燕商工会議所 会員企業

エリア 02:チェンバースホール
04:多目的大ホール
05:特別エリア

出展料 ¥51,000 (税込) / 小間

対象 三条市・燕市以外に所在する企業

エリア エリア問わず

出展料 ¥61,000 (税込) / 小間

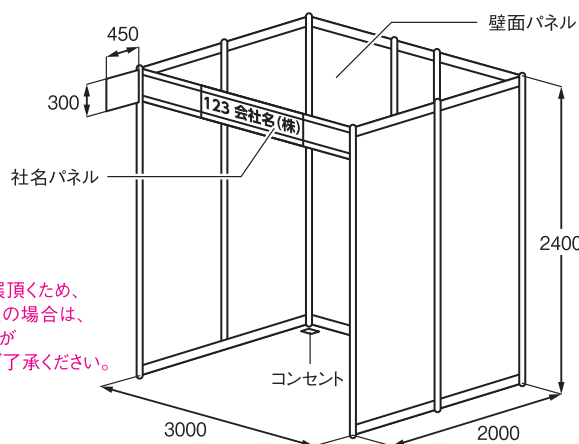
○基本小間 間口 3,000mm×奥行き2,000mm×高さ2,400mm システムパネル (サイズは多少変更となる場合があります)

○標準設備 ・3面壁面パネル / ポスターなど掲示可
・社名パネル:前面及び突出し面(統一フォーマット)
・蛍光灯:1灯・100V電源:1箇所(2口)

○無料オプション ・更地渡し:標準3面壁面パネル無し (小間数、レイアウトにより隣接小間パネルが残る場合があります)

○有料オプション 折り畳み机、パイプイス、追加照明、200V電源、
カタログスタンド、小間毎のプレーカーなど
8月の出展社説明会にて詳細をご案内いたします。

○大型展示品 標準小間に入らない大型製品を展示いただく場合は
別途スペースのご相談に応じます。



※多くの企業様に展出頂くため、
2小間以上をご希望の場合は、
調整させて頂く場合が
ありますので、予めご了承ください。

スケジュール



来場者

○県内、首都圏の大手～中小企業の開発設計、生産、購買関係者、経営幹部 / ○問屋、バイヤーなど流通関係者 / ○県内外商工団体関係者、研究開発機関 / ○県内外大学などの学生及び教職員 ほか

出展対象

○加工技術分野(機械加工、プレス加工、表面処理など) / ○民生品分野(作業工具、利器工器具、木工品、ハウスウエア、電気製品 ほか) / ○機械装置・治工具分野(プレス機械、工作機械、コンプレッサーなど) / ○ソリューション・コンサルタント / ○産学研究機関(大学、高専、研究機関 ほか)

- 会場小間の割り当て
申込小間数、出展商品・品目、及び実演の有無などを勘案した上、事務局にて決定いたします。なお、変更の申し出、及び小間割りに関する苦情等は一切受けつけません。ただし、小間位置の決定後でも、会場の都合等により小間の位置を変更していただく場合がありますことをご承願します。
- その他
- 物品販売を目的とした出展はできません。
 - 主催者は、天災その他やむを得ない事情により、この見本市を変更あるいは中止することがあります。この場合、見本市の変更または中止によって生じた損害について、主催者はいかなる賠償責任も負いません。ただし、見本市が中止された場合に限り、既に納入済みの出展料金の全部または一部(必要経費を差し引いた残額)を返還(出展契約が成立し、請求中の場合は請求額の変更)する場合があります。
 - 主催者は、展示物・金品の紛失、盗難、損傷、輸送事故、来場者の取り扱い不注意など不可抗力による損害について、いかなる賠償責任も負いません。必要に応じて保険をかけるなど出展者で適切な対策をとってください。
 - 主催者は、見本市会期中、会期後の商談・契約内容に関してはその責任を一切負いません。
 - 出展者は、出展物の説明資料、製品見本等を配布する場合は、自己の小間内で行ってください。
 - 出展者は、その従業員・関係者及び出展者が手配した代理店、装飾・運送会社等の不注意などによって生じた損害について、責任を負うものとします。
 - 新アイデアを利用した製品・商品などの出展については、本見本市出展前に特許庁への出願をおすすめします。ただし、本見本市への出展物については、特許法第30条第3項等の規定に基づき、「新規性の喪失の例外」の適用を受けることができます。
 - 事務局で撮影した写真は、広報、HP、SNS等で使用する場合がござります。ご了承ください。